

議事 仙台市社会福祉審議会運営要領の改正について

1 改正の概要【資料 1-2、1-3】

(1) 部会の名称

「措置・里親審査部会」を「措置・里親審査及び児童安全確保部会」に改める。

(2) 部会の所掌（調査審議事項）

措置・里親審査部会の所掌に「被措置児童等への虐待事案に係る報告の受領」を追加する。

2 改正の理由

令和 7 年 10 月の改正児童福祉法の施行により、審議会等への報告対象となる被措置児童等への虐待事案に係る施設等の範囲が拡大されたことに伴い、部会の所掌を拡大するとともに、名称を変更するもの。